

# 環境行政の体制

## 1 環境行政組織

### ■環境局

#### 環境政策部

##### □総務課

###### ●庶務係

- (1)局、部、課の庶務
- (2)広報
- (3)局の予算及び決算
- (4)局内事務の連絡調整
- (5)環境保全基金
- (6)局内他課の所管に属しないこと

###### ●職員係

- (1)労務
- (2)安全及び衛生管理
- (3)公傷
- (4)局事業に係る事故の処理
- (5)福利厚生

##### □計画課

###### ●環境政策係

- (1)課の庶務
- (2)環境政策
- (3)北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (4)環境の基本計画
- (5)北九州市環境審議会

###### ●循環型社会推進係

- (1)一般廃棄物処理の基本計画、実施計画
- (2)廃棄物最終処分場の建設計画
- (3)廃棄物処理施設の建設計画
- (4)産業廃棄物処理の計画

###### ●資源化推進係

- (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2)リサイクル活動の普及及び啓発
- (3)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画

##### □都市環境管理課

###### ●都市環境係

- (1)課の庶務
- (2)環境都市づくり政策
- (3)自動車公害対策の総括

###### ●自然環境係

- (1)自然保護及び鳥獣保護（経済文化局の所管に係るものを除く）
- (2)その他自然環境の保全

###### ●エネルギー政策係

- (1)地域における総合的なエネルギー政策
- (2)地球温暖化対策

- (3)市役所のエコオフィス推進

##### □環境首都推進室

###### ●環境首都推進係

- (1)課の庶務
- (2)環境首都づくりの推進
- (3)環境首都創造会議

###### ●環境学習係

- (1)環境教育
- (2)市民活動の調整

#### 環境経済部

##### □環境産業政策室

- (1)部、室の庶務
- (2)環境産業の育成及び振興
- (3)環境産業に関する調査及び企画
- (4)企業の環境経営の促進

##### □環境国際協力室

###### ●環境国際協力係

- (1)室の庶務
- (2)国際環境協力の計画及び推進
- (3)国際機関との連携
- (4)海外研修員の受入れ及び技術専門家の派遣に係る調整

###### ●環境国際ビジネス係

- (1)環境国際ビジネス促進事業

#### 環境監視部

##### □環境保全課

###### ●企画調整係

- (1)部、課の庶務
- (2)環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3)公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4)北九州地域公害防止計画
- (5)公害防止資金融資
- (6)国庫補助申請事務

###### ●大気騒音係

- (1)公害監視センターの管理
- (2)大気環境の監視
- (3)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
- (4)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理
- (5)特定化学物質の環境への排出量の把

握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理

- (6)北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
- (7)騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
- (8)騒音及び振動に係る環境の監視

###### ●水質土壌係

- (1)公共用水域、地下水及び土壌の水質環境の監視
- (2)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る届出の受理及び審査
- (3)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可
- (4)北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る。）の受理及び審査

##### □産業廃棄物対策室

- (1)室の庶務
- (2)産業廃棄物処理業の許可
- (3)産業廃棄物処理施設に係る許可
- (4)行政処分（許可に係るものに限る）
- (5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (6)使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出等の受理

##### □監視指導課

###### ●監視指導第一係

###### ●監視指導第二係

- (1)課の庶務
- (2)公害発生源の監視指導（立入り検査、報告徴収）
- (3)行政処分（許可に係るものを除く）
- (4)公害に関する苦情、要望の処理
- (5)不法投棄防止対策

#### 廃棄物事業部

##### □業務課

###### ●業務第一係

- (1)部、課の庶務
- (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
- (3)し尿処理業の許可並びに業者の指導及び監督
- (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
- (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収

納の総括

- (6) 公衆便所の維持管理
- (7) 北九州市環境整備協会
- (8) 浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
- (9) 浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
- (10) 浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
- (11) 一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督

●業務第二係

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
- (2) 一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (3) 一般廃棄物の処理業務の改善
- (4) リサイクルプラザの運営

●まち美化推進係

- (1) 道路及び河川の清掃
- (2) 生活環境の清潔保持
- (3) 衛生総連合会

□施設課

●施設第一係

- (1) 課の庶務
- (2) 環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
- (3) 公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4) 廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5) 廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）

●施設第二係

- (1) 一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
- (2) 一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
- (3) 一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

新門司環境センター  
日明環境センター  
皇后崎環境センター

●庶務係

- (1) 所の庶務
- (2) 一般廃棄物処理手数料の徴収

- (3) 安全及び衛生管理
- (4) 施設の維持管理

●指導係

- (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2) 一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督
- (3) ごみ容器、便所等の改善の指導
- (4) 一般廃棄物処理委託地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
- (5) 環境教育等の啓発
- (6) その他廃棄物の処理

●まち美化係

- (1) 生活環境の清潔保持
- (2) 廃棄物の不法投棄の取締り
- (3) 環境事業協力団体との連絡調整

●業務第一係

●業務第二係

●業務第三係

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分
- (2) 事業用機器材の管理
- (3) 一般廃棄物処理直営地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導

●運輸係

- (1) 車両の維持管理
- (2) 配車
- (3) 安全運転
- (4) 車両の事故

□皇后崎環境センター若松事務所

●庶務係

- (1) 所の庶務
- (2) 一般廃棄物の資源化及び減量化
- (3) 一般廃棄物処理手数料の徴収
- (4) 安全及び衛生管理
- (5) 環境事業協力団体との連絡
- (6) 施設の維持管理
- (7) 一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督
- (8) ごみ容器、便所等の改善の指導
- (9) 一般廃棄物の不法投棄の取締り
- (10) 一般廃棄物処理委託地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
- (11) 環境教育等の啓発
- (12) その他廃棄物の処理及び生活環境の清潔保持

●業務第一係

●業務第二係

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分
- (2) 事業用機器材の管理
- (3) 一般廃棄物処理直営地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導

●運輸係

- (1) 車両の維持管理
- (2) 配車
- (3) 安全運転
- (4) 車両の事故

□新門司環境センター新門司工場

□日明環境センター日明工場

□皇后崎環境センター皇后崎工場

- (1) 工場の庶務
- (2) 工場の維持管理
- (3) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4) 1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5) 廃棄物の計量及び処理
- (6) 焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
- (7) 廃棄物の焼却処理及び破碎処理（破碎処理にあつては日明環境センター日明工場に限る）
- (8) その他環境センター工場の運営

■環境科学研究所

□環境研究課

- (1) 所、課の庶務
- (2) 所の予算及び決算
- (3) 検体の受付及び手数料の収納
- (4) 1件50万円以下の試験検査用の試薬、消耗器材及び機器の購入、修繕等の契約及び検収
- (5) 業務統計、所報、月報等
- (6) 研究用の機器及び資材の整備及び保管
- (7) 施設の維持管理
- (8) 大気環境に係る試験、調査及び研究
- (9) 生活衛生に係る試験、調査及び研究
- (10) 微生物に係る試験、調査及び研究
- (11) 水質環境に係る試験、調査及び研究